裁判員制度に関する質問主意書

提出者 若 井 康 彦

## 裁判員制度に関する質問主意書

いる。 か、 しだ。 読売新聞朝刊) 義務を課せられる一般国民に対し、 「裁判員制度」を導入するための また裁判員の辞退理由の具体的な基準なども明らかにされぬまま制度の導入のみが先行しているのでは しかし、 同制度は司法改革の柱のひとつであり、 と報道されるなど、 「法務大臣が同法施行前の改正に言及し法案の不備を認めた」 問題点も指摘されている。五年間の周知期間を設けているとは言え、 「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」が、 どの程度同制度を理解させたのか、 国民の参加により 「開かれた司法」を目指すものと理解して 国民的な十分な論 (平成十六年五月十二日付け 今国会で成立する見通 議がされたの 重

てこで、以下のとおり質問する。

な

41

か、

との危惧

もある。

- ついて国民からの強い改正要望があった場合、 政府は、 同法成立後、 同法の問題点が明らかになった場合、 同法施行前でも法改正をする考えはあるか。 また、 裁判員選任辞退の要件や罰則などに
- 二 国民に重い義務を課す同法案について、 図ったのか。 また国民的な論議をどのような形で行ったのか。 政府は提出前にどのような形で国民から意見を募り、 これにより、 国民は同法の趣旨を十分に理 周知を

解したと考えているのか、 論議は十分に尽くしたと考えているのか政府の考えを明らかにされたい。

 $\equiv$ 員にはなりたくない」 世 論 調 査では、 (平成十六年二月、フジテレビ調査)と回答するなど、自らが裁判員になる事に否 半数前後が裁判員制度の導入に肯定的であるものの、 八十四 ・二 % が 「自分は裁判

定的な声が強いと理解している。政府の見解と、対応を伺いたい

四 裁判員制度の中で、一般国民に特に関わりと関心が持たれると思われる「辞退理由」については、 同法

具体的な事例については今後の政令で定められると理解している

案第十六条でその骨子は示されている。

が、 国民 の理解を得るためにも早急にその基準を明らかにすべきと考えるが政府の見解と方針を示された

61

五 「辞退理由」について、 憲法で認められた 「思想信条の自由」 や 「良心的拒否」、 「宗教上の理由に

よる拒否」などはどの範囲まで認められるのか。

六 られるのか。 同法案第十六条第七号ハについて、例えば、 「著しい損害」とは具体的にいくらのことか。 零細企業経営者などに対し、どのような場合、 辞退が認め

七 同 「ハ」について、 例えば、 テレビ番組 「行列のできる法律相談所」 のレギュラー司会者である島田紳

辞退できるか。 0 助氏が裁判員に選ばれた場合、 なるのか。 の場合は辞退できるのか。 か。 同法案第十六条第七号二では「父母の葬式」を例示しているが、 さらに、 親族以外の葬式への出席はどのような場合認められるのか。 同様に、 アマチュアであるオリンピック選手がオリンピック期間中や、 国体の出場選手などどのレベルまで辞退が認められるのか、 また、 仕事を理由に辞退できるのか。 プロ野球選手の場合、 レギュラーの選手と控えの選手の場合、 同様に、 他に何親等までの親族の葬式が対象と また、 同番組準レギュラーの石田純 その直前に選任された場合 「結婚式」 基準を示されたい。 の場合、 どうなる 友人の 氏

八

結婚式など、

どの範囲まで辞退が認められるのか、

考え方と明確な基準を示されたい。

九 は な 専門職業人である裁判官でさえ、 裁判員制度では 「死刑」 の評議 ・評決を強いる事に対し、 「死刑」 を含む刑事裁判を対象としている。 精神的な重圧を受けると聞いている。 政府はどのように考えているか。 「死刑判決」 般国民に対し、 の言い渡しについては、 場合によって 高度

+ どのように考えているのか政府の見解を伺いたい。 が、 同じ立場で判断を下しながら、 その対価として支払われる裁判員への報酬は 憲法上その身分と、 「検察審査員」などを参考にしていると伺っている 高い報酬が保障されている裁判官とのバランスを

+ 補充員については、 裁判員同様、 公判審理に出席する義務を負いながら、 裁判員に繰り上げられぬ限

り、 なんら意見を表明する事は出来な いのか。 その事について、 政府はどのように考えてい ・るか。

裁判員が参加する刑事裁判については「公判は連日開廷」が原則とされているが、 公判の日数につい

て、平均、 最長、どの程度になると想定しているか。 長期の公判審理にあたった裁判員すべてが、 自らの

本業を投げ打って裁判員としての任務に専任できると考えているのか。結果として万が一、本業に著しい

損害が発生した場合、 または、 裁判員としての職務中、 あるいは裁判所への往路、 復路に 「労災」 に相当

する事故にあった場合の補償等、 政府はどのように考えているか示されたい。

十三 「連日開廷」 により、 本来求められるべき「真実の解明」や、 冤罪防止が阻害される可能性はないの

か、政府の考え方を示されたい。

右質問する。